

令和2年5月28日

事業主準会員 各位

千葉SR経営労務センター

会長 朝日出 聡



令和2年度年度更新期間の延長に伴う年度更新事務の変更について

日頃より当センター業務への多大なるご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の影響により、今年度の労働保険の年度更新期間につきましては、申告期限が8月31日まで延長されることとなりました。

このため、当センターにおきましては下記のとおり保険料納入期日等を変更いたしますので、ご確認の程よろしくお願いいたします。

なお、法定期限は1か月以上延長となっておりますが、保険料等の口座振替日は収納代行機関の所定日が決まっているため、任意に設定はできませんので、原則1か月延長としておりますことをご了承ください。

記

○納入通知書等の発送日 : 令和2年6月下旬

※事業主準会員の皆様へは、担当社労士会員からお届けします。

○労働保険料の第1期納期限 : 令和2年7月20日（例年の6月20日から延長）

※納付期限の延長に伴い、口座振替日も変更（7月20日）になります。

○口座振替の登録をしている方が、第1期納期限（7月20日）の口座振替を取りやめ、振込みに変更を希望される場合には6月5日までに、別紙「銀行窓口振込切替依頼書」のご提出が必要となります。その場合は、担当社労士会員へご連絡願います。

以上